

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく
特別遺族給付金等の周知・広報について

標記について、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び労働基準監督署においては、下記の事項を十分理解の上、その確実な実施が図られるよう配慮されたい。

記

1 趣旨

平成18年3月27日に施行された石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）に基づく特別遺族給付金については、石綿救済法施行後3年以内に請求しなければならず、平成20年度において請求期限を迎えることから、未だ請求に至っていない遺族に対して、速やかな請求を促すため、積極的に周知・広報を行う必要がある。

また、特別遺族給付金のみならず、石綿関連疾患の労災補償の周知・広報も併せて実施し、労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権が時効により消滅することがないよう、労災保険給付の請求を促すことが重要である。

以上のことから、石綿関連疾患による被災労働者の遺族に対する的確な補償・救済を図るため、平成21年3月までの間、本件周知・広報を積極的に行うこととする。

2 周知・広報の方法

- (1) 石綿救済法の請求期限が残り1年弱となる本年4月に、地方公共団体及び都道府県労働基準協会等の関係団体が発行する広報紙（誌）、ホームページ等を通じて、特別遺族給付金及び石綿関連疾患の労災補償について周知・広報を図ることとする。このため、労働局においては、地方公共団体及び都道府県労働基準協会等の関係団体に対し、本年4月以降のなるべく早い時期に記事が掲載されるよう依頼すること。
- (2) 労働局で運営しているホームページに特別遺族給付金及び石綿関連疾患の労災補償に関する記事を掲載すること。

- (3) 本件周知・広報に当たり、地方公共団体、関係団体、産業保健推進センター・地域産業保健センター等に対して、広くポスター等の掲示及び備付けにつき協力を依頼するとともに、本省において作成するリーフレット及びポスター等を3月上旬をめどに発送する予定であることから、労働局に届き次第、当該リーフレット及びポスター等を送付すること。
- (4) 局・署が主催する各種説明会や集団指導等の場をも活用した、積極的な周知・広報を実施すること。
- (5) 本省においては、①主要新聞等への広告掲載、②主要駅へのポスター掲示、③日本医師会、各種事業主団体、労働団体等に対する文書による周知依頼及び防災団体等関係機関の広報誌への記事掲載を通じた周知・広報を平成20年3月末に予定していること。

3 広報誌等への掲載記事の内容

特別遺族給付金及び石綿関連疾患の労災補償の周知・広報に当たって、特に重要な事項は以下のとおりであること。

なお、広報紙（誌）等に掲載する記事の内容については、別紙1を参考にすること。

また、本省において行う新聞記事掲載の広告、ポスターデザインについては、後日配布する予定であることから、広報紙（誌）等への掲載に活用されたい。

- (1) 特別遺族給付金の請求は、平成21年3月27日までであり、それ以降は請求できないこと。
- (2) 特別遺族給付金の支給対象者は、平成13年3月26日以前に死亡した労働者の遺族に限られること。平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となるが、労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権は時効により5年で消滅すること。
- (3) 石綿による疾病にり患し、現在療養中の労働者は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となること。
- (4) 石綿ばく露の可能性のある作業については厚生労働省のホームページで紹介していること。

4 広報活動の報告について

周知・広報の実施状況については、本省において把握する必要があることから、広報誌等に掲載され次第、別紙2により当課企画調整係まで報告すること。

5 その他

労働局においては、管内状況等を踏まえた独自の取組を行う等積極的な周知・広報を年間を通じて実施すること。

～特別遺族給付金の請求に関する大切なお知らせ～

◆石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になっても、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿救済法」といいます。)が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労災保険法の遺族補償給付を受けられる権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金は、石綿救済法施行後3年以内に請求しなければならず、平成21年3月27日が請求期限となっており、それ以降は請求することができませんのでご注意ください。

お心当たりのある方は、早急に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、平成13年3月26日以前に石綿による疾病が原因で死亡した労働者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受けることができない方を支給対象としています。

また、特別遺族給付金は、死亡された労働者と遺族との関係によって、年金又は一時金の何れかが支給されますが、年金については、請求があった日の属する月の翌月分から支給され、請求が遅くなると受給される総額が少なくなりますので、早めに請求されることをお勧めします。

◆労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。お心当たりのある方は、早急に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、仕事で石綿による疾病にり患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

◆こんなときは・・・？

どのような仕事が石綿を吸い込む危険があるか、お知りになりたいときは、最寄りの労働基準監督署あるいは労働局にお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにも写真入りの解説が掲載されていますので、ご参照ください。<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

また、石綿による病気について、その原因が仕事によるものなのか、仕事以外によるものなのか分からない場合には、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

なお、特別遺族給付金についてよくあるご質問を厚生労働省の

ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>) にまとめていますので、ご参照ください。

◆各種制度のお問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ、また、これらの対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（0120-389-931）までお問い合わせください。

局名

特別遺族給付金等に係る周知・広報の依頼状況

1. 地方公共団体等発行の広報誌への掲載

地方公共団体名	広報誌名	掲載時期	備考

※平成20年 月 日時点において、既に広報依頼し、①掲載されたもの、②掲載予定のもの、③掲載について調整中又は未定のものについて記載。

※備考欄には、①については「掲載済」、②については「掲載予定」、③については「調整中」若しくは「未定」と記載。

※広報依頼先が多く上記表に収まらない場合は、適宜行を追加し報告すること。

2. 関係団体発行の広報誌への掲載

団体名	広報誌名	掲載時期	備考

※平成20年 月 日時点において、既に広報依頼し、①掲載されたもの、②掲載予定のもの、③掲載について調整中又は未定のものについて記載。

※備考欄には、①については「掲載済」、②については「掲載予定」、③については「調整中」若しくは「未定」と記載。

※広報依頼先が多く上記表に収まらない場合は、適宜行を追加し報告すること。

3. 労働局ホームページへの掲載（予定も含めて掲載時期を記載）

URL	掲載時期

4. その他の周知・広報活動

（上記以外に実施（予定）のものがあれば、内容及び時期を記載）

内容	時期